

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第3号

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則（平成30年香川県広域水道企業団規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する</u>地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、香川県広域水道企業団に置く職を定めるものとする。</p> <p>(事務所の職)</p> <p>第3条 略</p> <table border="1" data-bbox="188 791 1081 954"><thead><tr><th>事務所</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>多度津事務所</td><td>所長 所長補佐 副主幹 <u>主任主事</u> <u>主任技師</u> 技師</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	事務所	職	略		多度津事務所	所長 所長補佐 副主幹 <u>主任主事</u> <u>主任技師</u> 技師	略		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、香川県広域水道企業団に置く職を定めるものとする。</p> <p>(事務所の職)</p> <p>第3条 事務所に置く職は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 791 2072 954"><thead><tr><th>事務所</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>多度津事務所</td><td>所長 所長補佐 副主幹 <u>係長</u> <u>主事</u> 技師</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	事務所	職	略		多度津事務所	所長 所長補佐 副主幹 <u>係長</u> <u>主事</u> 技師	略	
事務所	職																
略																	
多度津事務所	所長 所長補佐 副主幹 <u>主任主事</u> <u>主任技師</u> 技師																
略																	
事務所	職																
略																	
多度津事務所	所長 所長補佐 副主幹 <u>係長</u> <u>主事</u> 技師																
略																	

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。